

学校法人創価大学教員の任期に関する規程

平成30年3月20日規程第500号

改正

平成30年11月6日規程第11号
令和2年3月26日規程第20号
令和3年1月23日規程第29号
令和5年1月23日規程第18号

(目的)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「法」という。）第5条第2項、第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、学校法人創価大学（以下「本学」という。）における教員の任期に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任期を定める組織及び職名)

第2条 任期を定めて雇用する教育職員（以下「任期付教員」という。）の教育研究組織及び職名は、別表に定めるとおりとする。

2 なお、外部資金等による特定の教育研究プロジェクト実施のために任用された教員については、別表の教授、准教授、講師および助教を特任教授、特任准教授、特任講師および特任助教というものとする。

(任用)

第3条 任期付教員の任用手続については、次に掲げるそれぞれの職名等に関連する規則等の定めるところによる。

- (1) 学校法人創価大学契約教員規程
- (2) 創価大学教員の選考及び任用手続に関する規程
- (3) 学校法人創価大学テニュアトラックに関する規程
- (4) 創価大学通信教育部教員の選考および任用手続に関する規程
- (5) 学校法人創価大学助手就業規則
- (6) 学校法人創価大学特命教授規程
- (7) 創価大学大学院担当教員任用特例規程
- (8) 創価大学実務家教員規程
- (9) 創価大学専門職大学院実務家専任教員内規
- (10) 創価大学学部（看護学部を除く）助教任用基準並びに任用手続内規
- (11) 創価大学看護学部助教任用基準並びに任用手続内規
- (12) 創価大学研究所助教任用基準並びに任用手続内規
- (13) 創価大学ワールドランゲージセンター助教任用基準並びに任用手続内規
- (14) 創価大学総合学習支援センター助教任用基準並びに任用手続内規
- (15) 創価大学日本語・日本文化教育センター助教任用基準並びに任用手続内規
- (16) 創価女子短期大学教員の選考及び任用手続に関する規程

(任期)

第4条 任期付教員の任期は、別表に定めるとおりとし、任用は、70歳に達した日の属する年度末を越えないように定めるものとする。ただし、理事会が必要と認めた場合は、この限りではない。

2 別表に規定する任期は、任期付教員が当該任期中（当該任期の始期から3年以内の期間を除く。）にその意思により退職することを妨げるものではない。

3 任期の満了した教員は、次条第1項に基づき再任用された場合を除き、任期満了時に退職する。

(再任用)

第5条 任期付教員は、次年度以降のカリキュラム、当該教員の業績及び本学の経営状況等を考慮し、相当と認める場合は、再任用することができる。ただし、通算契約期間が10年を超えることはない。

2 前項により任期付教員を再任用する場合、第4条第1項を適用する。

3 第1項により任期付教員を再任用しようとする場合、任期満了の1カ月前までに、そのことを当該教員に対し通知する。

(任期の定めのない教員への転換)

第6条 前条第1項のただし書きの定めにかかわらず、理事会が認めた者については、通算契約期間が10年を超えて再任用することがある。

2 前項の場合において、通算契約期間が10年を超える者は、所定の無期転換申込書を提出することにより、現在の任期満了日の翌日から、任期の定めのない契約に転換（以下「無期転換」という。）することができる。

3 無期転換後の定年は満65歳とし、定年に達した日の属する年度の末日をもって退職する。

4 前項の規定にかかわらず、無期転換日の年齢が満65歳を超えている者の定年退職日は、無期雇用契約の開始した日の属する年度の末日とする。

5 同条第3項及び前項により定年退職した者について、必要がある場合は、その定年退職後引き続き契約期間を1年間として雇用することがあり、また、当該者の業務量、勤務成績、本学の経営状況その他の事情を考慮して契約更新がある。（この場合、当該者は、専門的知識を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法第2条第3項第2号の第二種特定有期雇用労働者であるので、定年退職後引き続き雇用されている間は、労働契約法第18条は適用されない。）

(勤務条件等)

第7条 任期付教員の給与及び勤務条件は、雇用契約書に明記する。

2 この規程及び雇用契約書にない事項については、任期付教員については、学校法人創価大学教育職員就業規則（休職、定年、給与、退職金に関する規定を除く。）、学校法人創価大学契約教員規程及び学校法人創価大学助手就業規則を準用する。

3 任期付教員として雇用するにあたっては、当該雇用される者との間で任期を定めた雇用契約書を取り交わし、同意を得なければならない。

(公表)

第8条 この規程を定め、又は改正したときは、法第5条第4項の規定に基づき、本学ホームページ等に公表するものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学長の意見を聴いて、理事長が別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 この規程の施行前において、学校法人創価大学契約教員規程（以下「旧規程」という。）により任用されていた者にも適用する。

附 則（平成30年11月6日規程第11号）

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日規程第20号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月23日規程第29号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年1月23日規程第18号）

この規程は、令和5年1月23日から施行する。

別表（第2条、第4条関係）

教育研究組織	職名	任期	再任（更新）の可否
大学院（専門職大学院を含む） 学部 教育・学習支援センター 総合学習支援センター 日本語・日本文化教育センター 通信教育部 附置研究所 創価女子短期大学	教授 准教授 講師	3年以内	可。 契約更新は1回を限度とし、通算期間5年を超えないものとする。
ワールドランゲージセンター 創価女子短期大学（契約内容による）	教授 准教授 講師	3年以内	可。 契約更新は2回を限度とし、通算期間9年を超えないものとする。
学部（看護学部を除く）	助教	2年以内	可。 契約更新は1回を限度とし、通算期間3年を超えないものとする。
教育・学習支援センター ワールドランゲージセンター 日本語・日本文化教育センター	助教	3年以内	不可。
看護学部 総合学習支援センター 附置研究所	助教	3年以内	可。 契約更新は1回を限度とし、通算期間5年を超えないものとする。
看護学部	助手	3年以内	可。 契約更新は1回を限度とし、通算期間5年を超えないものとする。

※「再任（更新）の可否」については、理事会が特に必要と認める場合は、この限りではない。ただし、理事会の定めにより契約を更新する場合であっても10年を超えて雇用しない。

※テニュアトラック対象教員がテニュア審査を申請し、その申請が承認されずテニュア審査が行なわれない場合は、契約期間を1年延長し、通算4年を限度とする。